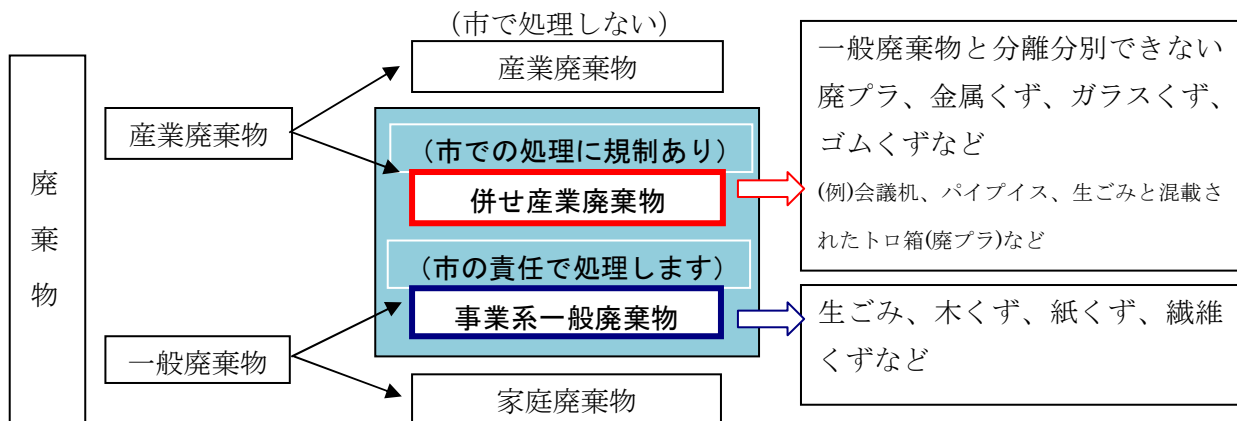


平成26年4月から、事業系ごみの分け方・出し方が変わります

大津市では、ごみ処理施設の老朽化、環境面や財政面から更なる減量と適正処理を推進するため、平成26年4月から、事業系ごみの処理が次のように変わります。

一般廃棄物と産業廃棄物の区分を徹底し、ごみの排出事業者としての責任を明確にして、事業者の皆様には環境にやさしい事業活動を推進いただきますよう御協力をお願いいたします。

●市の施設で処理ができる事業系ごみ



◎市の処理施設では産業廃棄物は原則処理しませんが、「併せ産業廃棄物」として市が認めたものだけは市の処理施設で受け入れます。搬入の際は、ごみの排出事業者から必ず事前協議が必要です。

◎事業所から出る **かん びん ペットボトル** は産業廃棄物です。特に**搬入禁止**としていますので、産業廃棄物として適正に処理してください。

【産業廃棄物の処理については、(社)滋賀県産業廃棄物協会(Tel.521-2550)へお問い合わせください。】

●事業系ごみの出し方

(1) **事業系一般廃棄物**で、種類により次のとおりの出し方や手続となります。

◎自己で搬入されるか、**一般廃棄物収集運搬業許可業者**に委託してください。

種類	可燃ごみ	木製大型ごみ	剪定木
市窓口での手続	事前手続は不要	前日までに申出書提出	1週間前までに事前相談
受入基準	透明袋使用 長さ 40cm 未満 重量制限なし	搬入は 1日 5点まで	搬入先指定 受入制限あり
処理手数料	10kg までごとに 180 円(税別)		

(2) **併せ産業廃棄物**で、種類により次のとおりの出し方や手続となります。

◎自己で搬入されるか、**産業廃棄物収集運搬業許可業者**に委託してください。

種類	可燃ごみ(廃プラを含む生ごみなど)	大型ごみ(プラ、金属、ガラス等含む)
市窓口での手続	1週間前までに事前協議	
受入基準	透明袋使用、長さ 40cm 未満 重量制限なし	搬入は 1日 5点まで
処理手数料	10kg までごとに 230 円(税別)	

●一般廃棄物管理票(マニフェスト)制度を導入します

◎事業系一般廃棄物を市で処理する場合、対象となる排出事業者は、搬入の都度、一般廃棄物管理票(マニフェスト)を提出及び交付する必要があります。

(1) マニフェストの必要な排出事業者

- 自己搬入で、1回あたり200kg以上の事業系一般廃棄物を搬入する事業者
- 大津市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する事業者

(2) マニフェストの購入及び手続

- 大津市指定の様式(A票、B票、C票、D票の4枚つづり)を使用。(自作もできます。)
- 当面は、大津市が複写式を無料で配布します。(平成26年3月1日～7月末日まで)
- 大津市廃棄物減量推進課及び大津市一般廃棄物収集運搬業許可業者に相談して下さい。

●事業用大規模建築物の所有者等の義務

◎事業の用に供される対象となる建築物の所有者等は、事業系ごみの適正な保管と処理及び資源化を推進するための義務を負うことになります。

(1) 対象となる事業用大規模建築物の所有者等

- 事業の用に供される部分の延べ床面積の合計が、
1棟で1,000平方メートル以上の建物の所有者



(2) 事業用大規模建築物の所有者等の義務の内容

- 廃棄物管理責任者を選任し、市に届け出る。
- 毎年度6月末日までに事業系廃棄物減量等計画書を提出する。

この内容についてのお問い合わせは、

大津市環境部廃棄物減量推進課 指導係 TEL 077-528-2802 まで

(平成25年12月発行)